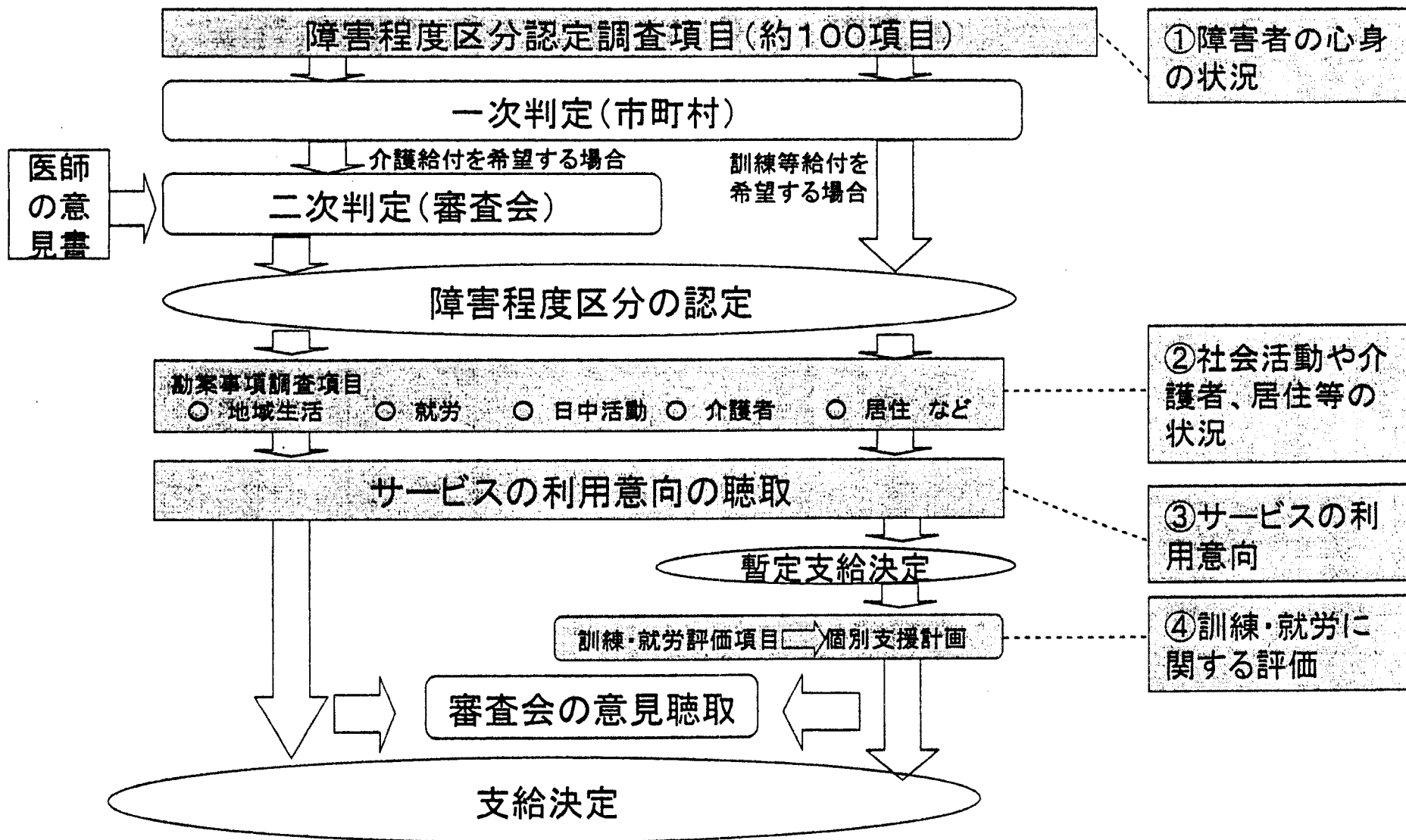


支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



障害福祉サービスの利用者負担の見直し

※ 資料中の条文については、法律の条項である。

障害福祉サービスの利用者負担の考え方

＝増大するサービスの費用を皆で支え合う＝

- ・ 新たにサービスを利用し始める者も多く、現状のままでは制度を維持することが困難。
- ・ サービスを利用する障害者と利用しない(できない)障害者の公平の確保。

必要なサービスを確保しつつ、制度を維持するためには、利用者も含めて、皆で費用を負担し支え合うことが必要。



- ・ 食費や光熱水費の実費負担(医療費、日用品費も実費負担)
- ・ 応能負担から、サービス量と所得に応じた負担へ
(定率負担＋月額負担上限)
- ・ きめ細かな経過措置や、収入や預貯金のない者への配慮

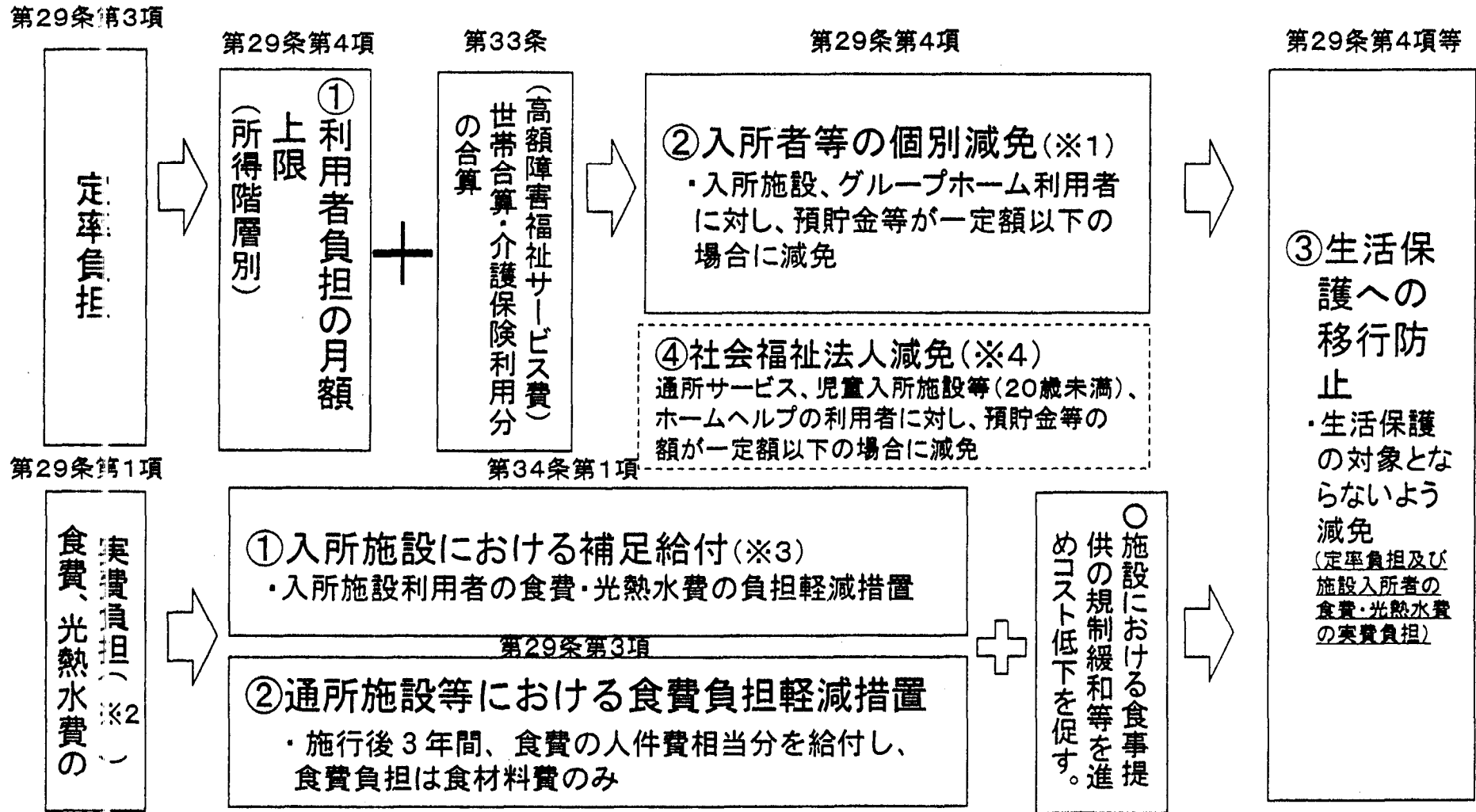
各入所施設に係る負担(給付対象)の見直し

	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体	給付対象(応能負担)		実費負担
知的	給付対象(応能負担)		
精神	給付対象(負担なし)	実費負担	



	人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
3障害	給付対象(定率)	実費負担(補足給付)	実費負担

利用者負担に係る配慮措置



- ※1 施行後3年間実施(継続の必要性については実態調査に基づき再検討)
- ※2 特に栄養管理等が必要な者については、平成18年10月の新施設・事業体系の報酬設定の際に別途評価方法を検討。
- ※3 入所施設における食費等に係る実際のコスト等を調査し、その結果を補足給付の基準額に反映。
- ※4 予算措置であるため、政省令には規定されない。

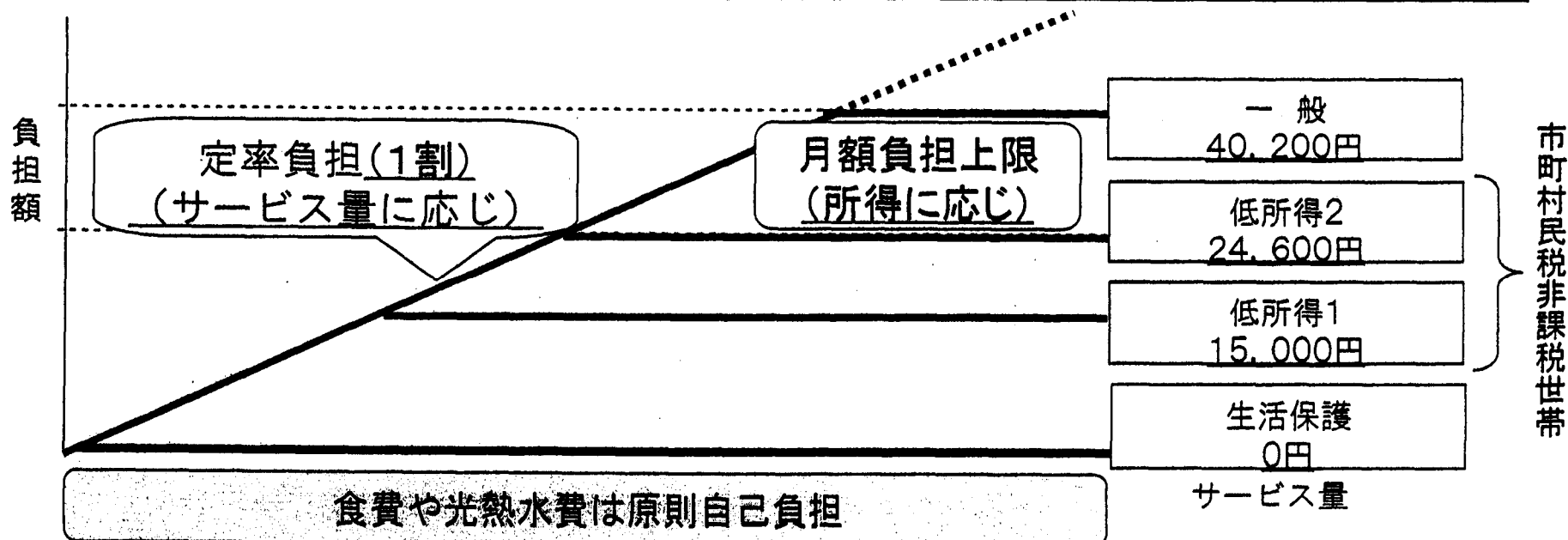
(定率負担の軽減措置①) 利用者負担の月額上限措置について

第29条第1項、
第4項関係

利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

→次ページのとおり特例の取り扱いあり。

- ①生活保護：生活保護世帯に属する者
- ②低所得1：市町村民税非課税世帯に属する者であって、支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円（障害者基礎年金2級相当）以下の者
- ③低所得2：市町村民税非課税世帯に属する者
→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。
- ④一 一般：市町村民税課税世帯に属する者



月額負担上限額の設定にかかる世帯の範囲の特例

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定する。

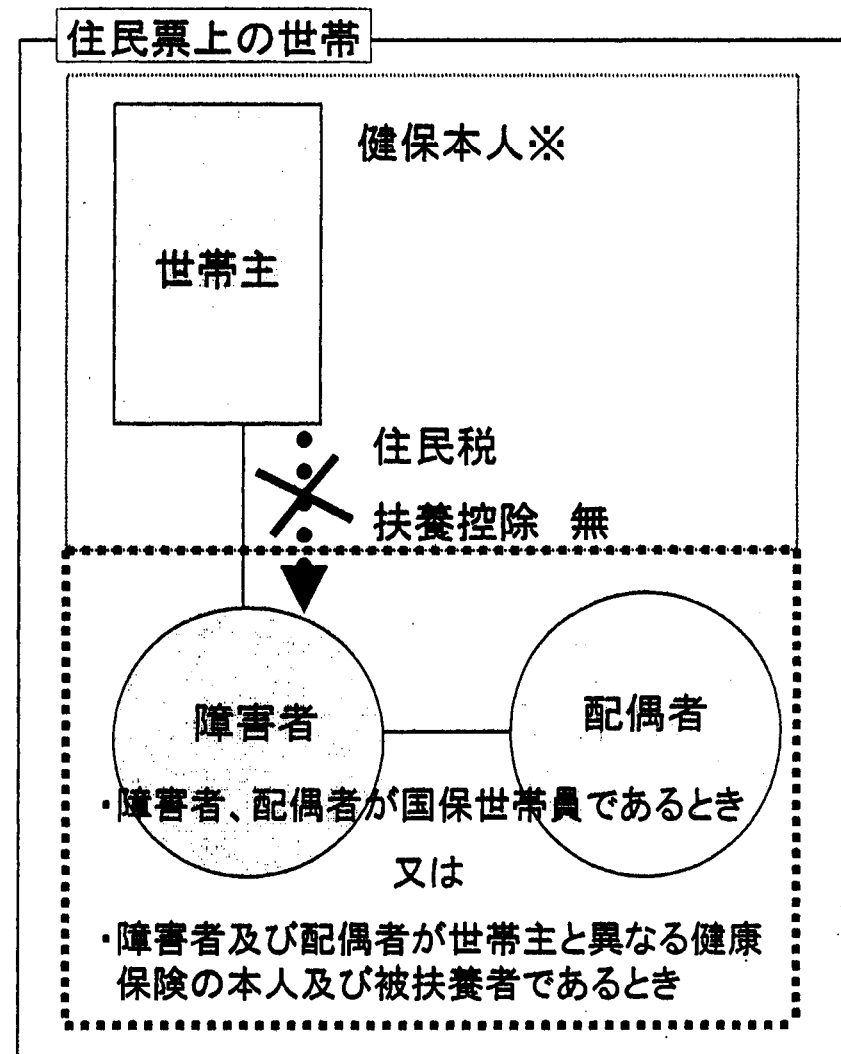
ただし、以下の要件を満たす場合、実態上生計を一にしていなと判断できることから、障害者及び配偶者の所得に基づくことも選択できることとする。

<要件>

①税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていないこと。

かつ

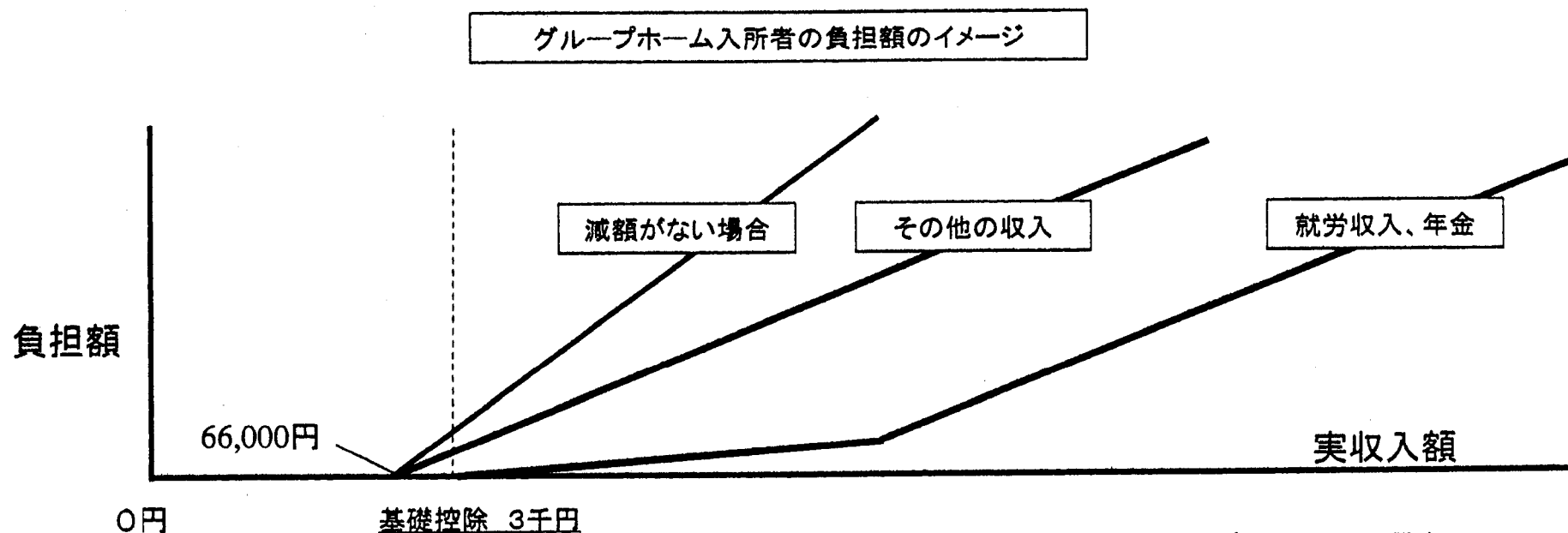
②健康保険制度において、同一世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていないこと。



※ 世帯主が国保で、障害者及びその配偶者が国保の場合も同様の取り扱いとなる。

グループホーム入居者に個別減免を行った場合の負担額

- 6.6万円の収入までは定率負担にかかる負担はゼロとする。
- 6.6万円を超える場合には原則として、障害者が得た収入のすべてを利用者負担として負担しなくともよいよう、収入に対する負担額が半額(50%)となるように設定する。
- この際、特に、就労・年金による収入については、地域において働きながら暮らしていることを考慮し、原則より低い負担率として15%とする(収入の85%が残るようにする。)※。



※ 入所施設については、食費等に係る給付を受けていることから、グループホームとは異なる基準を設定

※ 6.6万円については、端数を切り捨てて記載しているため、実際の数値とは異なる。

グループホーム入所者(授産施設へ通所する場合)の定率負担について

第29条第4項

<資産>	<収入額・収入の種類>	<負担額>	
(個別減免あり) 本人の預貯金等*の額が350万円以下	年金2級相当額(6.6万円)以下の収入の場合	6.6万円以下の収入については、定率負担なし → 定率負担額 0円	
	特定目的収入を除き、年金2級相当額(6.6万円)を超える収入がある場合	6.6万円を超える収入が稼得等収入(工賃等の就労収入、年金収入)の場合	3千円控除の上、6.6万円を超える収入の15%を負担 (4.3万円を超えた額以降は50%負担) (収入額2万円の場合の例) → 定率負担額 0.26万円 $(2.0 - 0.3) \times 0.15 = 0.26$
	6.6万円を超える収入が仕送り等の収入の場合	6.6万円を超える収入の50%を負担 (収入額2万円の場合の例) → 定率負担額 1.0万円 $2.0 \times 0.5 = 1.0$	

(注) 自治体から支給される家賃補助等の収入については、負担額を0にすることを検討

(個別減免なし) 本人の預貯金等*の額が350万円超	○ 定率負担額 2.0万円 ・グループホーム定率負担 0.6万円 ・通所施設定率負担 1.4万円
-------------------------------	--

(注) 上記に加え、通所施設の食費負担約5千円(低所得1, 2)を負担する。

*預貯金等には、一定の信託等を除く。

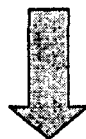
※ 6.6万円については、端数を切り捨てて記載しているため、実際の数値とは異なる。

(定率負担の軽減措置③) 生活保護への移行防止について

第29条第4項

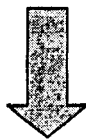
本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限を適用。

月額上限24,600円



より低い上限額を適用

月額上限15,000円



より低い上限額を適用

月額上限 0円

※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。

(実費負担の軽減措置①)

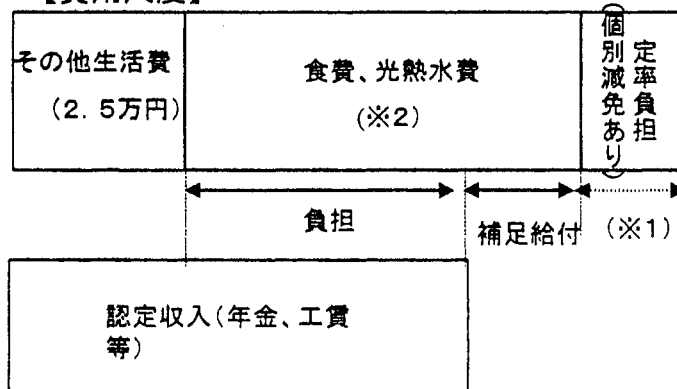
第34条第1項

入所施設における補足給付(食費・光熱水費の軽減措置)

① 20歳以上の入所者に係る実費負担の軽減措置

- 食費や居住費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、食費、光熱水費について補足給付を行う。
 - 「その他生活費」の額については、2.5万円(額については3年後に見直し)とする。
- ※ 障害基礎年金1級の者、60歳以上の者等は3千円又は5千円を加算。

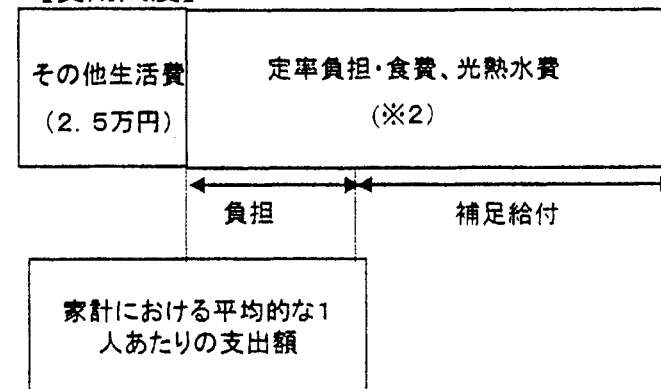
【費用尺度】



② 20歳未満の入所者に係る実費負担の軽減措置

- 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用(収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出)の負担となるように補足給付を行う。
 - 「その他生活費」の額については、2.5万円(額については3年後に見直し)とする。
- ※ 18歳未満の場合は、教育費として9千円を加算。

【費用尺度】



(※1)20歳以上の入所者で預貯金が350万円以下である者に係る定率負担については、6.6万円以下の収入までは、定率負担を0円にする等の個別減免措置を講じる。

※ 6.6万円については、端数を切り捨てて記載しているため、実際の数値とは異なる。

(※2)食費、光熱水費に係る補足給付を行う際の尺度として5.8万円(食費4.8万円、光熱水費1.0万円)を設定(今後、食事等に係るコストの実態に応じて3年ごとに見直すものとする)。

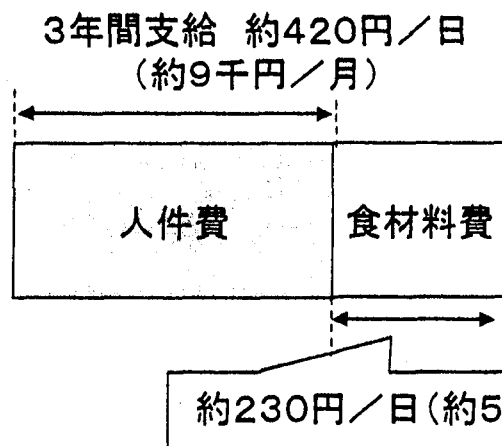
(実費負担の軽減措置②)

通所施設等食費軽減措置

第29条第3項

- 新制度においては、通所施設、ショートステイ、デイサービスについては、定率負担のほか、食費が自己負担となる。
※ ショートステイ、デイサービスは、現行制度においても食費のうち食材料費が自己負担となっている。
- このため、施行後の概ね3年間、通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得者1、低所得者2)について、食費のうち人件費相当分(1日約420円)を支給し、食材料費のみの負担とする減額措置を講ずる。
- なお、食費の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

<参考>実施後のおおむねの負担(通所施設、デイサービスの場合)



・現在の予算上は、食費約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費

・これを前提として、月22日通った場合には、約5千円の実費負担となる。

注)実際の実費のコストは、個々の施設によって異なる。